

墨田区のお知らせ

No.1910

2018年  
(平成30年)

12/1

毎月1日・11日・21日発行

# すみだ



つながる  
墨田区

- ◆2面以降の主な内容
- 2面 …… 例えばこんなこと 考えたことがありますか
- 3・4面 …… 秋の叙勲
- 5・6面 …… 講座・教室・催し・募集
- 7面 …… すこやかライフ
- 8面 …… つながる すみだ人

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>



## 人権は、誰もが 生まれながらにもっている 幸せに生きていくための権利です

世界人権宣言70周年

12月4日～10日は人権週間です。人権が尊重される社会をつくるために、一人ひとりが真剣に考えてみましょう。

[問合せ]人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

《世界人権宣言70周年》

### みんなで築こう 人権の世紀

70 世界人権宣言  
#STANDUP4HUMANRIGHTS  
12月10日は人権デーです。

考えよう 相手の気持ち  
未来へつなげよう 違いを認め合う心

第70回  
人権週間  
12月4日～10日

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番 ☎0120-007-110  
☎0570-003-110  
子どもの人権110番 ☎0120-007-110  
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

<http://www.jinken.go.jp/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

### 人権擁護委員制度70周年

#### 墨田区では13人が活躍中！ 人権擁護委員

人権擁護委員は民間ボランティアとして、法務局や区役所などで人権相談に乗ったり、学校などで人権教育を行ったりしています。いじめ、差別などで悩んだら、ひとりで悩まず、ご相談ください。

#### ■すみだ区民相談室 法律・人権相談(弁護士)

[相談内容] 金銭、借地・借家、離婚、相続、人権などに関すること [相談日時] 月・水・金曜日の▶午前10時～11時半 ▶午後1時～4時 [相談場所] すみだ区民相談室(区役所1階) [費用] 無料 [申込み] 相談日の1週間前から電話で、すみだ区民相談室 ☎5608-1616へ



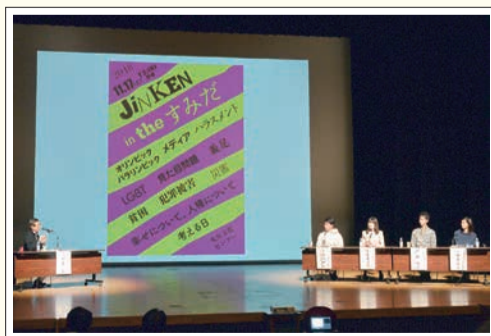
人権擁護委員のき章は、「かたばみ」の葉と「人」の文字を表しています

ご来場ありがとうございました

### 人権啓発記念事業 ～JiNKEN in the すみだ～

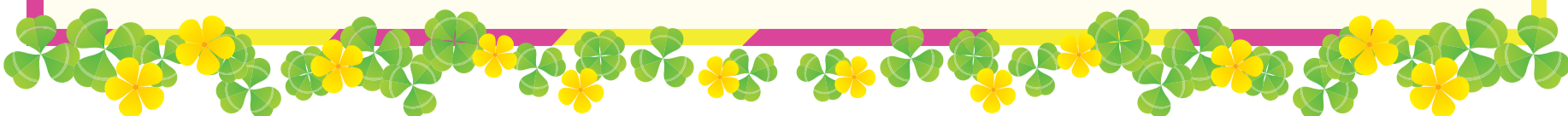
11月17日(土)に曳舟文化センターで行われ、来場者の皆さんは様々な人権について考えを深めました。

下村健一氏(白鷺大学客員教授/元TBSキャスター)と4人のパネリストによるシンポジウム



区内児童・生徒による人権メッセージや人権作文の朗読

義足の体験コーナーや区内児童・生徒による人権標語の展示、犯罪被害者の声のパネル展示



区公式 SNS等

フェイスブック



ツイッター



インスタグラム



ユーチューブ



☎ = 電話 FAX = ファクス ㊚ = Eメール 🏠 = ホームページアドレス

